

家畜の農場内における殺処分に関する指針（案）

目次

1	本指針の範囲	1
2	農場内における家畜の殺処分に関与する者の責務	1
3	家畜の取扱い	2
4	防疫管理等への配慮	2
5	殺処分の手順	3
①	法令に準拠した殺処分方法の実施	3
②	家畜の意識を喪失させる方法	3
③	家畜の殺処分方法	4

1 本指針の範囲

動物の殺処分方法については、「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」（改正平成19年環境省告示第105号）（付録I参照）において、「化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること」とされている。

また、「家畜伝染病予防法」（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するために実施しなければならない殺処分（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜・疑似患畜の殺処分等）については、「特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき実施することが求められている。

さらに、OIEは、疾病のまん延防止を目的とした殺処分のために策定した「疾病管理等を目的とした家畜の殺処分に関する指針」について、農場内の通常の殺処分の際にも参照とすることを推奨している。

本指針は、これらを踏まえ、農場内における通常の殺処分の方法等について、「動物の殺処分方法に関する指針」を補完するために作成したものである。

2 農場内における家畜の殺処分に携わる者の責務

農場内において家畜を殺処分しなければならない場合には、管理者（経営者等）は、あらかじめ殺処分の作業に携わる「実施者」や家畜の管理に携わる「飼養者」に、獣医師等による指導や訓練を受ける機会等を設ける必要がある。

【実施が推奨される事項】

実施者や飼養者は、獣医師等の指導を受け、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の殺処分の目的や必要性を十分理解する。

管理者及び実施者は、飼養する家畜の不安や苦悩等を軽減し、殺処分を実施する際に家畜に不要なストレスを与えないため、家畜の基本的な身体的構造や行動様式、移動する際の家畜の習性、家畜にとっての適切な環境等に関する作業に必要な知識を習得する。

実施者は、日頃から必要に応じて獣医師等のアドバイスも受けながら、作業の方法や手順、使用する道具等の扱い方、家畜の保定方法等に関する知識や技術を習得するとともに、殺処分を適切に実施できるよう、日頃から使用する道具等の整備・点検を行う。

殺処分の実施に際しては、実施者等は自らの安全も考慮して、家畜の保定や殺処分等の作業を実施する。

殺処分が完了した後、殺処分の実施内容について記録を作成する。その際、アニマルウェルフェア、作業者の安全及び家畜衛生への影響についても記載する。

【将来的に実施が推奨される事項】

なし

3 家畜の取扱い

家畜の殺処分を実施する場合、家畜の苦痛や不安等を長引かせないことが必要である。

【実施が推奨される事項】

家畜の苦痛や不安等を長引かせないため、可能な限り短時間のうちに殺処分を実施する。

殺処分を実施するまでは、家畜に不要なストレスを与えないよう、家畜の基本的な行動や習性に関する知識を習得した上で、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理を行う。

対象となる家畜を不必要に移動させることは避け、移動が必要な場合は丁寧に扱うとともに、最低限の移動となるように注意する。保定は、迅速で的確な殺処分を行うためにも必要であり、保定後は直ちに殺処分を行う。

【将来的に実施が推奨される事項】

なし

4 防疫管理等への配慮

殺処分の実施手順は、施設の状態に適應させ、アニマルウェルフェアに加え、安楽殺の方法とそのコスト、実施者の安全、家畜衛生及び環境への影響にも配慮する必要がある。

伝染性疾病の発生が疑われる場合には、速やかに関係機関等に連絡する等家畜伝染病予防法に基づき、適切な措置をとる必要がある。

【実施が推奨される事項】

殺処分は、疾病等のまん延防止のため、防疫管理（衛生管理）に配慮した方法で実施する。防疫管理の観点からも疾病への罹患が疑われる家畜を不必要に移動させないようにする。家畜の体液の漏出等があった場合は、殺処分を実施した場所や使用した道具等は、洗浄や消毒等を行う。

殺処分の実施場所や方法については、周辺地域の環境や近隣の農場に影響を及ぼさないように注意するとともに、殺処分後の死体の保管や処理等の方法を、あらかじめ決めておく。

【将来的に実施が推奨される事項】

なし

5 殺処分の手順

① 法令に準拠した殺処分方法の実施

「動物の殺処分方法に関する指針」には、殺処分動物の殺処分方法として「化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識喪失の状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること」とされており、アニマルウェルフェアの観点からもこれを遵守する必要がある。

【実施が推奨される事項】

家畜の農場内における殺処分の方法は、①頭部への物理的な打撃による方法又は電気、ガス等を用いた方法により家畜を即座に意識喪失の状態にした後、頸椎脱臼や頭部切断、中枢神経の破壊、放血を行い死に至らしめる方法と、②致死薬物の注入等によって意識喪失と同時に家畜を死に至らしめる方法があり、畜種や家畜の状況、農場の設備や施設等によって適切な方法が異なることから、必要に応じて獣医師に相談し、それぞれの農場に適した方法を選択する(付録Ⅱ参照)。

殺処分を実施する場合、意識がなくなってから、脳幹反射のない(瞳孔の拡大や呼吸の欠如等)確実な死に至るまで、家畜を常に観察する。また、殺処分の方法は畜種や年齢に応じて異なるため、殺処分を適切にできるように、選択した方法について知識を習得する。

使用する道具等の整備や実施者等の知識・技術の習得等が不十分な場合や畜種に合わない不適切な方法で殺処分が実施された場合、家畜に不要なストレスを与えるため、十分な検討と事前の準備を行う。

【将来的に実施が推奨される事項】

なし

② 家畜の意識を喪失させる方法

家畜の殺処分を行う前段階の措置として、意識を喪失させる方法としては、頭部への物理的な打撃、電気、ガス等を用いた方法があげられる。家畜の種類や意識を喪失させる方法によっては、意識の喪失のための措置が殺処分となることがある。

【実施が推奨される事項】

物理的な打撃によって家畜の意識を喪失させるためには、家畜の保定や取扱い等を適切に行い、家畜の頭部の正しい位置に確実な打撃を与える(付録Ⅲ参照)。使用する道具等は、使用前に点検して異常がないかを確認する。なお、新生家畜や鶏の場合、正しい位置に確実な打撃を与えることで、直接、死に至らしめるよう注意する。

電気で家畜の意識を喪失させるためには、畜種に応じた適切な電圧・電流を発

生させることができる装置を用い、家畜を保定して電極を装着した状態で正しい部位に電気を流す。

日常的に装置の点検等を実施し、装置が正常に作動しているかを確認するとともに、電極の汚れ等にも注意し、適切な電圧・電流であるか等を確認する。また、実施者は、作業中に電気の影響を受けないよう注意する。なお、豚、鶏等の場合、十分な電圧・電流によって、直接、死に至らしめるよう注意する。

日常的に装置の点検等を実施する。

ガスで家畜の意識を喪失させるためには、気密性のあるコンテナや容器等にガス（二酸化炭素、窒素、不活化ガスやその混合気体等）を充満させ、密閉する。ガスの種類や濃度によって、意識喪失までにかかる時間や家畜に与える苦痛が異なることから、使用するガスの特徴を把握し、密閉する時間やコンテナ等に投入する頭羽数を確認する。また、日常的に装置の点検等を実施する。なお、新生家畜や鶏の場合は、ガスを充満させたコンテナや容器等に留めおくことで、直接、死に至らしめるよう注意する。

【将来的に実施が推奨される事項】

なし

③ 家畜の殺処分方法

家畜の殺処分を行う場合には、直ちに死亡するか、死亡するまでの間の意識喪失状況に直ちに至る方法を用いることが必要である。瞬時の意識喪失ができない場合は、意識喪失操作中の家畜の嫌悪を最小限にとどめ、回避可能な家畜の不安、苦痛、苦悩を引き起こさないようにする。

家畜の殺処分方法としては、頸椎脱臼、頭部切断、中枢神経の破壊、放血、致死薬物の注入、粉碎等の方法が挙げられる。

【実施が推奨される事項】

家畜の殺処分を行う場合には、直ちに死亡するか、死亡するまでの間の意識喪失状況に直ちに至る方法を用いる。

中枢神経の破壊は、家畜の意識を喪失させた後、家畜の脳や脊髄を物理的に破壊し、家畜を死に至らしめることから、瞬間的な死をもたらすことができるが、的確に中枢神経を破壊するため、実施者は使用する技術について知識を習得する。

頸椎脱臼（付録IV参照）及び頭部切断は、呼吸の停止や脳への血液供給を中断させることにより、脳を無酸素状態にして、家畜を死に至らしめる。なお、大きな鶏の場合、道具等を用いて頸椎脱臼することに注意する。

放血は、家畜の意識を喪失させた後、素早く家畜の頸や胸の主要な血管を切断し、急激な血圧低下や脳への血液供給を中断させることにより、家畜を死に至らしめるものであることから、確実な死に至るまで、家畜を常に観察する。ナイフ等を用いて作業を実施するため、日頃から道具の手入に注意する。

致死薬物の注入は、全ての家畜で実施可能な方法で、速やかに意識を喪失させて、家畜を死に至らしめるものであることから、確実な死に至るまで、家畜を常に観察する。畜種、家畜の大きさ等によって、使用する薬物の量や注入箇所等の具体的な手法や、事前の鎮静剤投与の必要性等が異なることから、獣医師に相談し、それぞれの家畜に適した方法を選択する。死に至らなかった家畜を殺処分する予備の方法を準備しておく。

粉碎は、回転刃や回転する突起物の付いた装置を用いて、ふ化直後のヒナや発育卵を粉碎する方法であり、瞬時に死に至らしめることができる。なお、専用の装置を用いて作業を行うが、瞬時に死亡するよう、装置が詰まったり、ヒナ等が回転刃から跳ね返ったり、ヒナ等が粉碎される前に窒息する等により苦痛を感じることがないように、装置の能力に応じた羽数等の作業を行う。

この他、機械、電気又はガスを用いた殺処分の際の指針等については、OIEの陸生動物衛生規約の第7.6章の疾病の管理を目的とした殺処分の7.6.6から7.6.18に記載されているので、必要に応じて参照すること。

【将来的に実施が推奨される事項】

なし

付録 I

「動物の殺処分方法に関する指針（平成 7 年 7 月 4 日総理府告示第 4 0 号）」 （改正 平成 1 9 年 1 1 月 1 2 日環境省告示第 1 0 5 号）〔抜粋〕

第 1 一般原則

管理者及び殺処分実施者は、動物を殺処分しなければならない場合にあっては、殺処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めるとともに、殺処分動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するよう努めること。

第 2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象動物 この指針の対象となる動物で、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 2 7 条第 2 項第 4 項各号に掲げる動物
- (2) 殺処分動物 対象動物で殺処分されるものをいう。
- (3) 殺処分 殺処分動物を致死させることをいう。
- (4) 苦痛 痛覚刺激による痛み並びに中枢の興奮等による苦悩、恐怖、不安及びうつ状態等の態様をいう。
- (5) 管理者 殺処分動物の保管及び殺処分を行う施設並びに殺処分動物を管理する者をいう。
- (6) 殺処分実施者 殺処分動物の殺処分に係る者をいう。

第 3 殺処分動物の殺処分方法

殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。

第 4 補則

- 1 殺処分動物の保管に当たっては、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成 1 4 年環境省告示第 3 7 号）、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」（平成 1 6 年環境省告示第 3 3 号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 1 8 年環境省告示第 8 8 号）及び「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和 6 2 年総理府告示第 2 2 号）の趣旨に沿って適切に措置するよう努めること。
- 2 対象動物以外の動物を殺処分する場合においても、殺処分に当たる者は、この指針の趣旨に沿って配慮するよう努めること。

(参考)

「動物の処分方法に関する解説」(平成8年2月)

内閣総理大臣官房管理室監修

動物処分方法関係専門委員会編

社団法人日本獣医師会発行

[抜粋]

第3 処分動物の処分方法

6. 産業動物

(3) 食肉生産以外の処分動物の処分方法

病気等により治療、回復の見込みがないと獣医学的に判断された動物、何らかの理由で飼養続行ができなくなった動物などの処分方法は、その状況によって異なることはもちろんであるが、できる限り処分動物に苦痛を与えないという観点から、安楽死用薬剤の投与、頸椎脱臼、断首等の処分方法を用いる。

付録Ⅱ

OIE 規約「第 7.6 章 疾病の管理を目的とした殺処分」における「7.6.5 殺処分法のまとめ」〔一部抜粋；仮訳〕

アニマルウェルフェアの観点から望ましい順ではなく、機械的、電氣的、ガスでの殺処分法の順に殺処分方法の留意点を取りまとめた。

畜種	年齢層	方法	保定の必要性	不適切使用に伴う アニマルウェルフェアに関する懸念
牛	全て	銃弾	なし	非致死的外傷
	新生子を除く 全て	貫通式家畜銃の使用後、 中枢破壊又は放血	あり	気絶処置の失敗、非致死的外傷、 殺処分前の意識回復
	成牛のみ	非貫通式家畜銃の使用後、 放血	あり	気絶処置の失敗、殺処分前の意識 回復
	子牛のみ	電氣的 2 段階法	あり	気絶処置の失敗後の心停止に伴う 痛み
	子牛のみ	電氣的 1 段階法（方法 1）	あり	気絶処置の失敗
	全て	バルビツレートと他の薬物 の注入	あり	非致死量の投与、注入部位の痛み
豚	全て	銃弾	なし	非致死的外傷
	新生子を除く 全て	貫通式家畜銃の使用後、中 枢破壊又は放血	あり	気絶処置の失敗、非致死的外傷、 殺処分前の意識回復
	新生子のみ	非貫通式家畜銃	あり	非致死的外傷
	全て	電氣的 2 段階法	あり	気絶処置の失敗後の心停止に伴う 痛み、中枢破壊のための電極が新 生子の小さな頭や体に適した設計 ではない
	全て	電氣的 1 段階法（方法 1）	あり	気絶処置の失敗
	新生子のみ	二酸化炭素／混合気体	あり	無意識状態の誘発遅滞、誘発の嫌 悪性
	新生子のみ	窒素又は不活性ガスと二酸 化炭素の混合ガス	あり	無意識状態の誘発遅滞、誘発の嫌 悪性
	新生子のみ	窒素あるいは不活性ガス	あり	無意識状態の誘発遅滞
全て	バルビツレートと他の薬物 の注入	あり	非致死量の投与、注入部位の痛み	

家禽	成鶏のみ	貫通式・非貫通式家畜銃	あり	気絶処置の失敗、非致死的外傷、殺処分前の意識回復
	ふ化1日目及び卵のみ	粉碎（マセレーション）	なし	非致死的外傷、非迅速性
	成鶏のみ	電氣的1段階法（方法2）	あり	気絶処置の失敗
	成鶏のみ	電氣的1段階法とその後の殺処分（方法3）	あり	気絶処置の失敗、殺処分前の意識回復
	全て	二酸化炭素／空気混合ガス 方法1 方法2	あり なし	無意識状態の誘発遅滞、誘発の嫌悪性
	全て	窒素又は不活性ガスと二酸化炭素の混合	あり	無意識状態の誘発遅滞、誘発の嫌悪性
	全て	窒素あるいは不活性ガス	あり	無意識状態の誘発遅滞
	全て	バルビツレートと他の薬物の注入	あり	非致死量の投与、注入部位の痛み
	全て	頸椎脱臼	なし	
	全て	頭部切断	なし	
	成鶏のみ	飼料や飲水への麻酔薬の添加とその後の適切な殺処分方法	なし	無意識状態の誘発失敗又は遅延

注：上記の表に掲載している「方法」の詳細は、OIE規約7.6.6～7.6.18を参照。

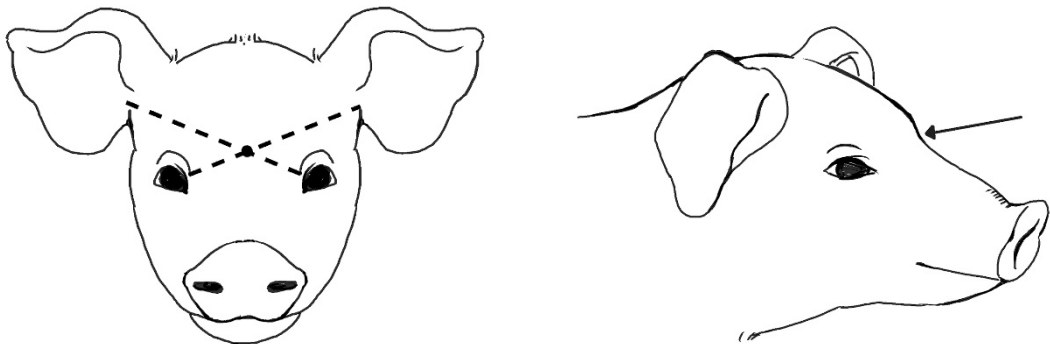
付録Ⅲ

打撃を与える位置

牛に打撃を与える際の適正な位置は、両目とそれぞれの反対側の角の基部の中心とを結んだ線の交点となる。



豚に打撃を与える際の適正な位置は、両目とそれぞれの反対側の耳の外側の付け根とを結んだ線の交点となる。



付録IV

鶏の頸椎脱臼の方法例

小型の鶏は、手で行う頸椎脱臼法でと鳥ができるが、この方法は鶏が成長し、大きくなればなるほど技術、経験、力が必要となる。

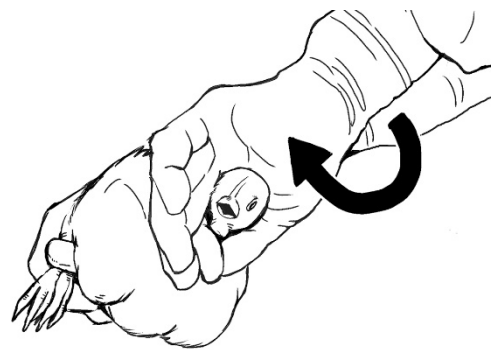
成鶏の場合、利き手ではない方の手で鶏の両脚又は翼の付け根をつかみ、利き手の親指と人差し指を使い、嘴の下に親指を添えて、頭蓋骨のすぐ後ろを挟む。頸椎を指関節で抑えながら、首を下方に伸ばし、同時に鶏の首を背後に引っ張る。瞬時に引っ張ることで、頸椎脱臼を1回で確実に行うことができる。

なお、と鳥された兆候として、①首に脊椎の間隙を感じることができる、②呼吸が止まっている、③眼球に触れても瞬きせず、瞳孔が拡散している、が挙げられる。

・頭で保定する場合

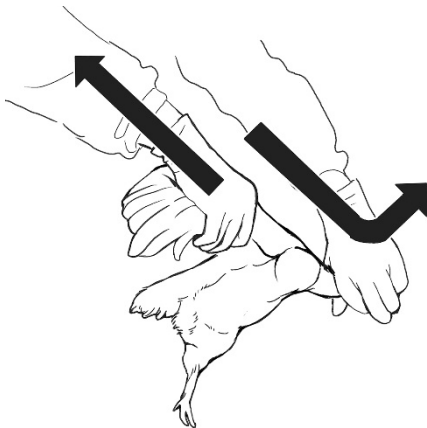


①頭の保定は親指と人差し指を使い、嘴の下に親指を添えて、頭蓋骨のすぐ後ろを挟む。



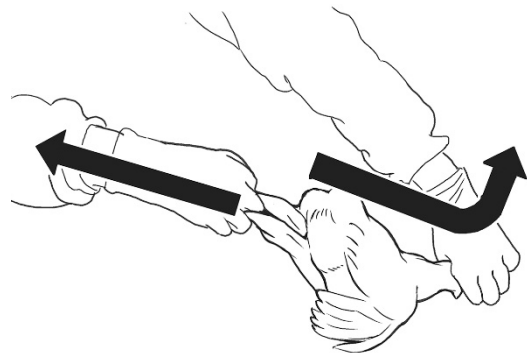
②頸椎脱臼させるため手首をひねる。

・翼で保定する場合



翼保定の場合。トリの翼の付け根と頭が直線状になるように保定する。

・足で保定する場合



脚保定の場合。トリの脚と頭が直線状になるように保定する。